



議案第百十三号

特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正について

次のとおり特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年十二月二十三日

三朝町長

松

村

喬

成

昭和五拾五年拾月廿五日 原案可決

三朝町議會議長牧田禎

三朝町条例第

号

特別職の職員で非常勤のものゝの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものゝの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表（中）「三、四〇〇円」を「五、〇〇〇円」で、「五、〇〇〇円」を「五、五〇〇円」で改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和五十一年十二月一日から適用する。